

取手市立小・中学校保護者向け

コミュニティ・スクール通信 第1号

作成:取手市教育委員会生涯学習課

市コミュニティ・スクール通信をお届けします!

令和4年度、先行的に山王小学校で始まった「コミュニティ・スクール事業」が、 今年度いよいよ全市立小中学校で実施されることになりました。そこで、広く地域の 方々や保護者の皆様に、「コミュニティ・スクール」に関する情報をこの通信を通し てお伝えしていきます。コミュニティ・スクールの目的や実際の取組をお伝えし、皆 様のご理解をいただくとともに、地域と学校が一緒になって子供たちの健やかな成長 ために協力して取り組んでいく「つなぎ役」になれればと願い、通信名を「つ・な・ ぐ」としました。どうかご一読いただき、今後のご支援・ご協力をお願いいたします。

今回は、これまでも市の「広報とりで」などでもお伝えしてきました「コミュティ・スクールとは?」というテーマでお伝えしていきます。

「コミュニティ・スクール」ってなに?

「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会」という協議会を設置している学校を指します。今年度から、取手市の全市立小中学校20校にこの「学校運営協議会」が設置され、事業が展開されます。

学校運営協議会」とは、どんな仕組み?



「学校運営協議会」とは、地域の住民の方々や保護者などの皆様が委員となり、学校と児童生徒を育てていく目標を共有し、権限をもって学校運営に参加していく仕組みです。学校とともに、子供たちをどう育てていくか、そのために地域や保護者はどんなことができるかを話し合い、実際に取り組んだりします。

「コミュニティ・スクール」を実施する利点は?

学校・家庭・地域が抱える問題・課題は複雑化・困難化しています。そうした問題について双方で話し合い、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育、児童生徒の育成に取り組むことができるようになることが、コミュニティ・スクール実施のねらいであり、利点と言えます。また、学校を中心に地域の方々が協力し合うことで、地域全体の活性化、人と人とのつながりも深まることが期待されます。

◆次項に続きます。

学校運営協議会に与えられる「権限」とは?

学校運営協議会には、法的に以下の3つの権限が与えられています。

1 コミュニティ・スクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育 委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認 を行う。

「教育課程」とは

「教育委員会規則で定める事項」 とは (取手市学校運営協議会規則)

第9条(基本方針等の承認)から

- ○対象学校の校長は、次の各号に掲げる 事項について毎年度基本的な方針を作成 し、協議会の承認を得るものとする。
 - (1)教育目標及び学校経営計画に関すること。
 - (2)教育課程の編成に関すること。
 - (3)施設の設置及び管理に関すること
 - (4)前3号に掲げるもののほか、対象学校の運営に関して対象学校の校長が必要と認めること。





- ◆学校運営協議会では、学校長が作成した教育の目標やその達成のための教育活動の計画について話し合い、最終的にその承認を行う権限があるということです。つまり、学校運営協議会の承認が得られなければ、学校の教育課程は成り立たないということになります。
- 2 コミュニティ・スクールの運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べる。
- 3 教職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権者に対して、 直接意見を述べることができ、その意見は任命権者に尊重される。
- ◆「1」で承認した基本方針に関する教育活動の実践について、また、任 用に関しては例えば男女のバランス・年齢層のバランス・教科や部活動

などの指導に関する必要性などを考慮して それぞれ意見を述べる権限があります。これらに関しては、単なる学校批判に終わる ことなく、学校に対する理解と協力・支援 を前提とした意見が望まれます。つまり、 学校・校長の「応援団」的な役割です。



★次号も引き続き「コミュニティ・スクール」について紹介していきます。